

山梨県公報

第二千三百四十一号

平成二十五年

七月二十九日

月 曜 日

目 次

| | |
|--------------------------|-----|
| 換地計画の決定 | 五二三 |
| 公 告 | |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | 五二三 |
| 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定 | 五二三 |
| 随意契約の相手方の決定について | 五二四 |
| 遊漁規則の変更認可 | 五二四 |
| 公共測量の実施 | 五二四 |
| 公安委員会 | |
| 技能検定員等審査の実施 | 五二五 |

告 示

山梨県告示第二五十九号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
 県営中山間地域総合整備事業(身延地区和田工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
 なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十五年七月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類
 換地計画書の写し

二 縦覧期間
 平成二十五年七月三十日から同年八月二十九日まで

三 縦覧場所
 身延町役場

四 異議申立期間

平成二十五年八月三十日から同年九月十三日まで

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
 平成二十五年七月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 申請のあった年月日 平成二十五年七月十九日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称 特定非営利活動法人山梨ホスピス協会
 - 代表者の氏名 横山 宏
 - 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市富士見一丁目二番十二号
 - 定款に記載された目的
 この法人は、山梨県内において、ホスピスに関する社会啓発、ホスピスケア支援のためのネットワークの拡充、ホスピス病院・病棟建設の推進及び病床の確保と拡充並びにホスピス在宅ケアの推進等に関する事業を行い、真に人間的な患者中心のホスピスケアの普及に寄与することを目的とする。
- 縦覧期間 平成二十五年七月二十二日から同年九月二十一日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法(平成九年法律第二十三号)第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。
 平成二十五年七月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

| 名 称 | 所 在 地 | 介護保険事業 所番号 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|--------|--------|---------------|---------|--------|
| ケアサービス | 山梨県韮崎市 | 一九七〇九〇 | 居宅介護支援 | 平成二十五年 |

| | | | | |
|---------------------------|---|-----------------|------------------|------------------|
| ぱーとなー指定 定居宅介護支 援事業所 | 大草町若尾七 十二番地一 | 〇二二一 | | 六月一日 |
| すずな居宅介 護支援事業所 | 山梨県甲府市 城東三丁目十 三番八号 | 一九七〇一〇 三七三三 | 居宅介護支援 | |
| デイサービス センターむぎ の穂 | 山梨県南巨摩 郡身延町上八 木沢五百七十 五番地 | 一九七〇七〇 一二三三九 | 介護予防通所介護 通所介護 | |
| ネオケア訪問 介護事業所 | 山梨県甲府市 上阿原町四百 五十一番地一 富士マンショ ン一番一号 | 一九七〇一〇 三七二五 | 介護予防訪問介護 訪問介護 | |
| 指定介護予防 訪問介護すみ か | 山梨県甲府市 城東三丁目十 三番八号 | 一九七〇一〇 三七四一 | 介護予防訪問介護 | |
| 訪問介護すみ か | 山梨県甲府市 城東三丁目十 三番八号 | 一九七〇一〇 三七四一 | 訪問介護 | |
| デイサービス ふじざくら | 山梨県西八代 郡市川三郷町 市川大門落合 前七百六番地 | 一九七〇六〇 〇四五六 | 通所介護 | 平成二十五年 六月二十一日 |

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年七月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
やまなしブランド確立推進事業（第三期）業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県観光部観光企画・ブランド推進課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成二十五年五月二十日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社アサツディ・ケイ 東京都中央区築地一丁目十三番一号
- 五 契約金額
三千九百六十七万四千七百七十五円
- 六 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

● 遊漁規則の変更認可

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、漁業協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年七月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 漁業権者の名称及び住所
峡北漁業協同組合 韮崎市円野町下井字上河原三十六番地の二
- 二 漁業権の免許番号
内共第一号
- 三 認可に係る変更内容
ローソン、ファミリーマート、セブンイレブン及びサークルケイサンクスの各店舗において前売りする遊漁承認証の様式を追加することとした。
- 四 変更後の遊漁規則の施行日
平成二十五年七月十七日

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十五年七月十日付けで山梨県富士・東部建設事務所から次

のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十五年七月二十九日

山梨県知事 横内正明

- 一 作業種類 公共測量（河川区域図作成）
- 二 作業期間 平成二十五年七月十日から平成二十六年三月十四日まで
- 三 作業地域 都留市の一部（大平川・戸沢川）及び上野原市の一部（仲間川）

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

平成二十五年七月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 櫻井洋

一 審査の種類

1 技能検定員審査

- 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許をいう。以下同じ。）及び大型自動車第二種免許等（大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許をいう。以下同じ。）に係る各技能検定員審査
- 2 教習指導員審査
大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、特定第一種運転免許及び大型自動車第二種免許等に係る各教習指導員審査

二 審査日時及び場所

- 1 審査日時
平成二十五年九月三日（火）、九月五日（木）及び九月六日（金）の午前九時から午後五時まで
- 2 審査場所
山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間

平成二十五年八月六日（火）から平成二十五年八月二十日（火）まで

2 場所

山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査

技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査

教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許
二万三千五百円

(二) 普通自動車免許
一万九千六百五十円

(三) 特定第一種運転免許
一万四千五百円

(四) 大型自動車第二種免許等
二万二千八百五十円

(五) 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許及び中型自動車免許
一万五千元

(二) 普通自動車免許
一万千八百円

(三) 特定第一種運転免許
九千四百五十円

(四) 大型自動車第二種免許等
一万二千八百五十円

(五) その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五（二八五）〇五三三内線五九二）に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出す

るとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。